

1 家庭児童相談受付状況

①家庭児童相談受付件数

年度	件数	養護相談					保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談			その他の相談	合計	
		児童虐待相談				その他の養護相談		肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適正相談			育児・しつけ相談
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)																
30	実件数 (世帯)	22	0	8	20	107	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	12	0	0	12	182
	延件数 (人)	403	0	386	360	912	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	151	0	0	29	2,254

○参考 福岡県田川児童相談所相談受付件数

平成30年度 飯塚市分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	その他の養護相談	保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格相談相談	不登校相談	適正相談	育児・しつけ相談	その他の相談	合計
延件数	60	1	126	42	132	0	0	0	0	0	210	2	13	5	16	7	7	0	2	623

※速報値のため公表された数値ではありません。

②年齢別内訳（家庭児童相談受付件数）

※年齢は平成31年3月31日現在

平成30年度	0～3歳	4歳～6歳	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳	19歳以上	計
件数	65	17	32	23	8	37	182
割合	35.71%	9.34%	17.58%	12.64%	4.40%	20.33%	

③相談経路別内訳（家庭児童相談受付件数）

平成30年度	家族・親戚	近隣・知人	学校	保健センター	医療機関	児童相談所	児童福祉施設	警察署	他県市福祉事務所	認定こども園	保育所（園）	幼稚園	その他	計
件数	7	5	35	85	11	5	2	1	17	1	7	0	6	182
割合	3.85%	2.75%	19.23%	46.70%	6.04%	2.75%	1.10%	0.55%	9.34%	0.55%	3.85%	0.00%	3.29%	

④処理区分別内訳（家庭児童相談受付件数）

平成30年度	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童相談所送致	計
件数	108	73	0	1	182
割合	59.34%	40.11%	0.00%	0.55%	

2 児童虐待相談受付状況

①虐待内容別内訳

年度	件数	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	合計
30	実件数 (世帯)	22	0	8	20	50
	実人数	32	0	16	44	92

②相談経路別内訳

年度	件数	家族・親戚	近隣・知人	学校	保健センター	医療機関	児童相談所	児童福祉施設	警察署	他区市福祉事務所	認定こども園	保育所(園)	幼稚園	その他	合計
30	実件数 (世帯)	3	5	14	4	4	2	1	1	4	1	6	1	4	50
	実人数	7	8	27	6	8	2	1	1	6	1	13	3	9	92

③年齢別内訳

年度	件数	0歳～3歳	4歳～6歳 (就学前)	7歳～12歳 (小学生)	13歳以上 (中学生以上)	合計
30	実件数 (世帯)	4	13	22	11	50
	実人数	16	21	38	17	92

④主たる虐待者別内訳

年度	件数	実母	実父	実母以外の母	実父以外の父	その他 (祖父母等)	合計
30	実件数 (世帯)	34	7	0	6	3	50
	実人数	58	20	0	9	5	92

⑤その後のケース内訳

年度	件数	他機関が主 の関が係	問題が解決	転出	継続	合計
30	実件数 (世帯)	1	10	0	39	50
	実人数	1	17	0	74	92

⑥児童虐待相談件数における世帯内訳(平成30年度)

	ひとり親世帯数	両親がいる世帯	その他の世帯 (養育者が祖父母など)	計
世帯数	29	18	3	50
割合	58%	36%	6%	

⑦児童相談所との連携(平成30年度)

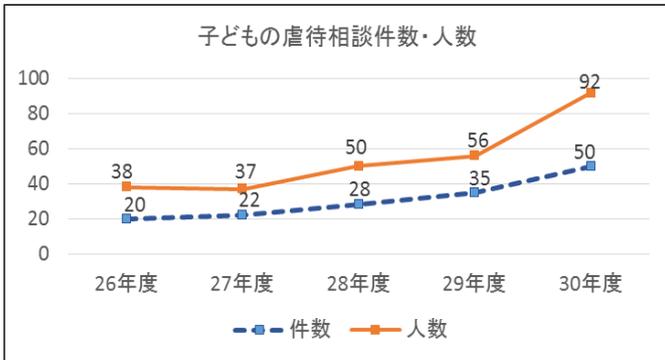
送致 (市から児童相談所へ 移管するケース)	1
援助依頼 (市が児童相談所に助 言を得るケース)	49

⑧他市区町村との連携(平成30年度)

他市区町村から飯塚市に 移管・情報提供したケース	10
飯塚市から他市区町村に 移管・情報提供したケース	6

～ 子どもの虐待がない社会を目指して ～

本市のこどもの虐待の現状



こどもの虐待相談件数、虐待相談人数それぞれ増加傾向にあります

「こどもの虐待」を発見した時は、通告する義務があります！

学校や保育所等では、子どもへの虐待を発見しやすい立場にあるため、早期発見に努めています。子どもへの虐待を発見した時は、速やかに関係機関に通告する義務があります。また、通告した人が特定されないように、秘密は守られます。



子どもへの虐待とは…

身体的虐待

- ・「たたく」「殴る」「ける」などの暴力
- ・戸外に閉め出す など



心理的虐待

- ・言葉による脅し、無視、兄弟・姉妹での差別的な扱い
- ・子どもの前での暴力 など



ネグレクト

(育児放棄もしくは怠慢)

- ・食事を与えない、家の中に閉じ込める
- ・病気でも病院に連れて行かない
- ・学校へ行かせない など



性的虐待

- ・子どもへの性行為の強要、性器を見せる
- ・ポルノビデオを見せる など



～子どもたちを虐待から守るために～
虐待と思ったらすぐに電話を！

いちはやく
189

(児童相談所全国共通ダイヤル)

※電話相談は 24 時間対応



オレンジリボン運動

「オレンジリボン」には、子どもの虐待を防止し、子どもたちが幸福になれるようにという気持ちが込められています。



もしも、子どもについて気になったら

- いつも子どもの泣き声が聞こえる
- 衣服が極端に不潔である
- 不自然なあざや傷などがある
- 態度がおどおどしていたり、顔をうかがう

もしも、保護者について気になったら

- 子どもへの叱り方が異常である
- 家の中が乱雑で不衛生である
- 子どもの養育に無関心、拒否的などところがある
- 小さい子どもを家に置いたまま外出する

◆ 子どもの虐待相談先 ◆ (月～金 8:30～17:15)

福岡県田川児童相談所

☎0947-42-0499

飯塚市家庭児童相談室

☎0948-22-5500 (内線 1117・1118)

市民のみなさんからの連絡が、子どもと保護者を救うきっかけになるかもしれません。



子どもへの虐待は**重大な人権侵害**です！

しつけと思われている「たたく」などの行為が、子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは**虐待**です。

例えば・・・「お仕置き部屋」など部屋に閉じ込めて、ひとりで食事や勉強をさせる
「しつけ」と称して殴る、ける、などの暴行を加える。
口に粘着テープを貼り、紐などで体を縛って拘束する。
家庭の約束事を復唱させ、間違えると叩いたり、食事を与えない。
本人は学校に行きたいのに、親が行かせない。



虐待を受けた子どもへの影響は

次のような症状があらわれることがあります。

- 発育、発達の遅れなどの身体症状
- 情緒不安定、感情抑制、攻撃性などの精神症状や、極度の自己嫌悪、アルコールや薬物依存に結びつくことがあります。



虐待をしてしまう親の背景は

子育ての悩みや周囲からの孤立、経済的な問題、家庭の不和、親自身が虐待を受けてきたなど、様々なストレスや葛藤を抱えている場合があります。



◆ 子どもに関する相談先一覧 ◆ (月～金 8:30～17:15)

●お子さんに関する相談全般

飯塚市子育て支援課家庭児童相談室
子どもなんでも相談 ☎0948-26-7733

お子さんのことで心配な時は
ご連絡ください。



●小学生以上のお子さんの相談

福岡県教育庁筑豊教育事務所
教育相談室 ☎0948-25-2603
子どもホットライン24 筑豊 ☎0948-25-3434
飯塚市教育委員会学校教育課学校人権教育室
☎0948-22-5500 (内線 1625・1626)

平成31年4月から 『飯塚市の子どもをみんなで守る条例』 が施行されています！



市民のみなさんに
お願いしたい条例の
ポイントです！

◆保護者の責務◆

しつけと称して、体罰を与えてはいけません。子どもの健やかな成長のため、子育てに関して、市や関係機関から指導などを受けた時は改善しなければなりません。

◆市民の責務◆

児童虐待防止の理解を深め、市が実施する防止策への協力や児童虐待予防や防止に関する活動に積極的に参加するように努めなければなりません。

◆地域における児童虐待の防止等のための取組◆

地域での子どもの見守り活動などで、子どもとの関わりを深めるよう努めなければなりません。児童虐待の対応が必要であると判断したときは、子どもに代わって、市や児童委員等に連絡又は相談するよう努めなければなりません。

◆児童虐待の通告義務◆

児童虐待を発見した時は、市または児童相談所に通告しなければなりません



子ども達の健やかな成長を見守っていただきますよう
ご協力ください。